

虐待から子どもを守ろう ～児童虐待防止講演会を開催します！～

子どもを守るためには、地域の見守り、気づきが必要です！
近年騒がれている「児童虐待」について正しく学び、地域全体で、虐待から子どもを守りましょう。

講演 ● 『子どもを泣かせるな！～地域で支えよう、児童虐待防止』
講師 関西学院大学人間福祉学部 教授 才村 純 氏

日時 ● 12月21日(日) 午後1時30分～3時

会場 ● アクアホール(六郷)

対象者 ● どなたでも参加できますので、
ご関心のある方はおいでください。

申込み ● 福祉保健課福祉班へ12月15日(月)まで
お電話にてお申し込みください。



関西学院大学人間福祉学部

教授 才村 純 氏

大阪児童相談所で14年間児童福祉司として勤務。厚生省児童家庭局児童福祉専門官、日本子ども家庭総合研究所ソーシャルワーク研究担当部長を経て、今年4月から現職に至る。

主な著書：「ぼくをたずけて～子どもを虐待から守るために」

「子ども家庭福祉とソーシャルワーク」など

主な研究内容：子ども虐待、児童相談所、家族再統合など。

子ども虐待へ関わる機関へ、援助のあり方など助言しています。



役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907(内線2165)

発掘報告会を開きます

5月から7月にかけて発掘調査を行いました本堂城跡の発掘報告会を開催します。調査の結果、本堂氏に
関係する人々が住んだと思われる掘立柱建物跡、外堀と内堀が発見され、城跡東側における当時の様子が明らか
になりました。当日は、社会教育課歴史文化財班職員がスライドを交えて説明します。

日時 ● 12月14日(日) 午後1時30分～3時

会場 ● 六郷公民館2階ホール

内容 ● 「ここまで分かった本堂城跡周辺のくらし」



町教育委員会社会教育課 歴史文化財班 ☎0187(84)4040(学友館内)

心もあつたまる冬の健康講座 「屋内ウォーキング教室」参加者募集

屋外でのスポーツや農作業もないこの季節、手軽にできるウォーキングを始めませんか？広い体育館の中
を歩きますので、雪で滑りやすい足元を気にせず運動ができます。
昨年も大好評でしたので、参加したい方はお早めにお申し込みください。

日時 ● 12月20日(土) 午前9時～11時

会場 ● 美郷総合体育館リリオス

定員 ● 50名 ※定員になり次第締め切ります

参加費 ● 無料

持ち物 ● 運動靴・水分補給飲料・タオルなど

申込方法 ● 12月12日(金)までスポーツ振興班に電話でお申し込みください。

その他 ● 動きやすい服装でご参加ください。



町教育委員会社会教育課 スポーツ振興班 ☎0187(84)4915

幼稚園・保育園の臨時職員を募集します

- 募集内容●保育士または幼稚園教諭
もしくは保育補助員(資格不要)2名
勤務先●仙南幼稚園・保育園
雇用期間●12月15日から平成21年3月31日まで(1名)
平成21年1月15日から3月31日まで(1名)
業務日数●原則として週40時間
賃金形態●時給760円~810円、その他手当なし
加入保険等●雇用保険、健康保険、厚生年金に加入。
申込期限●12月8日(月)
その他●申込み・問い合わせは、ハローワークを通じて行って下さい。

申込み
問合せ ハローワーク大曲 ☎0187(63)0335

初心者トレーニング講習会を行います

- トレーニングマシンの使い方やストレッチングの仕方の講習を行います。
日時●12月11日(木)、18日(木)、25日(木)、
平成21年1月15日(木)、22日(木)、29日(木)、
2月5日(木)、12日(木)
午後7時より1時間程度
場所●トレーニングセンターろくごう
受講料●無料
申込み●トレーニングセンターろくごうに、受講したい日の前々日まで電話またはFAXでお申込ください。

申込み
問合せ トレーニングセンターろくごう
☎0187(84)0033 FAX0187(84)1315

湯とぴあ雁の里温泉から年末・年始の営業日のお知らせです

- 12月29日(月) 定休日返上営業で午後5時まで営業
30日(火) 午後5時で閉館
31日(水) 休館日
1月元旦から 平常営業 ※元旦にお来しのお客様には、先着で粗品を進呈いたします。
5日(月) 定休日

皆様のお来しを心よりお待ちしております。

問い合わせ 湯とぴあ雁の里温泉 ☎0187(83)3210

絵画クラブ「凧展」を開催します

- 仙南絵画クラブ「凧」の絵画展を開催します。
皆さんお誘い合わせの上ご覧ください。
開催期間●12月9日(火)~26日(金)
時間●午前9時~午後9時
会場●仙南公民館 1階ロビー

問い合わせ 仙南公民館 ☎0187(83)2280

~介護保険事務所からのお知らせ~

介護保険の支給対象となる住宅改修をするとき…

要介護及び要支援認定を受けている方が、介護保険の支給対象となる住宅改修を行う場合、費用の9割が支給されます(上限20万円)。対象となる工事は、①手すりの取り付け、②段差の解消、③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床・通路面の材料の変更、④引き戸等への扉の取替え、⑤洋式便器等への便器の取替え、⑥その他①~⑤の工事に付帯して必要な工事、以上の6種類です。

工事を始める前に、介護保険事務所に改修の申請が必要ですので、担当のケアマネジャーに相談してください。

支給方法は、改修費用を一旦工事業者に支払ったのち、9割分を後日介護保険から支給する「償還払い」と、介護保険から工事業者に費用の9割分を直接支払う「受領委任払い」の2通りがあります。受領委任払いにより給付を受ける場合は、予め工事業者が介護保険事務所に届出をしていなければなりません。申請前に工事業者に確認してください。

問い合わせ 介護保険事務所 保険指導班 ☎0187(86)3911
大仙市高梨字田茂木10番地(大仙市役所仙北庁舎内3階)